

「子どもをとりまく人権」を高校の現場から考える

熊本県立天草拓心高校マリン校舎 非常勤講師 上原 仁朗

1 私の立つ位置

私は1976年4月、もうすぐ27歳という年に高校の教員になった。以来2019年の今日まで、43年間高校生とつきあってきた。その経験を通して、子どもと子どもをとりまく人権について語ってみたい。

1976年4月、新任でありがたくも担任をさせてもらった私に、一人の父親がこう言った。「先生、うちの子は叩いて鍛えて下さい！」その言葉に「体罰はだめ」と教わった私は「はあ？」と答えた記憶がある。幸いその子を打つことはなかった。でも43年間、一度も手を出さなかったかと問われれば、NOである。そして打った痛みは忘れてはいない。打たれた痛みは決して忘れない（高校生の時に騒いでいたクラスで『学級委員は誰か』と委員をしていた私は打たれたのを忘れていない）が、忘れられない打った痛みがあることも知っていてもraitたい。

2 病棟を訪ねて

一人の子どもが、「自分は汚れた人間だ」と自分を追い込んで、二学期から長期欠席をすることになった。一学期から私はその子の家を訪ね、気持ちを聞き、夏休みに入院していた彼を見舞った。彼の病棟に入るまでに、鍵の

かかった二つの扉を通過しなければならなかった。その彼の長期欠席の理由をどうクラスのみんなに伝えるか、私は悩んだ。友人のアドバイスに従い、二学期の始まったその日、「お腹が痛かったらお腹の病院に行くように、Aさんは心が痛くて心の病院にしばらく入院します」と伝えた。すると数日後（だったと思うが）、「Aさんのところに見舞いに行きたい」という話になった。これも私は悩んだ。保護者と話をして諒解を得て、10人ほどの子どもたちと自転車を連ねて見舞いに行った。「すみません。今日は来てくれてありがとう」とか細い声で言うAさんを囲んで、みんなの元気な声が病院に響いた。

Aさんは、三学期も休み続けた。三学期のある日、ホームルームで「中学生日記」のTVを見た。話しかけても返事をしない同級生たちに打ちのめされたように姿を消した主人公を見て、「この主人公はAさんだあ！私たちがAさんを学校から遠ざけていたのではないか？Aさんが休んでいる本当の理由を先生は教えて!!」とクラスの子どもたちはつぎつぎに言った。「個人的な理由は知らせなくても良い」という意見もあったが、クラスの意見は

「教えて欲しい」にまとまった。また私は悩んだ。悩んで保護者に連絡をとり、そして子どもたちに伝えた。

「なあーんだ、そんなことで悩んでいたのか」と子どもたちは言った。彼らに共通する思春期の悩みだった。「だったらAさんを学校に取り戻そう」と彼らは動き始めた。Aさんの文章を記録として残すクラス文集の作成。2年生に進級しクラスはばらばらになったが、Aさんを招いての1年生のクラス同窓会。Aさんは、彼らが3年生になった時に1年生に復学し、そして卒業。進学。30年後の同窓会で、「私も結婚しました」とAさんは語った。

3 「担任は弁護士になれ」

担任して間もない時期に、Bさんが新聞沙汰となる事件を起こした。事件の内容から生徒指導の方向は退学処分。その話が出た時に私は「担任して間もない時期の事件で私はこの生徒のことを知らない。私に生徒のことを知る時間を下さい」というようなことを言った。そして私の家庭訪問が始まった。父に会い、母に会い、生徒に会い、その気持ちを聞き、どうしたいのか、どうすべきなのか、何度も何度も話を重ねた。

今振り返ってありがたいのは、一学期当初の生徒指導の事案を、最終決定を出すのに夏休みの終了間際まで待ってくれたことだ。よくぞまあ校長先生はじめ生徒指導の先生方、そして学校

全体の先生方が進級認定のタイムリミットぎりぎりの時間まで待ってくれたものだと思う。そうした中である先生が私に言われた一言が今も耳に残る。「(生徒指導の処置に関する)職員会議は、検事と裁判官ばかり。担任はその中で弁護士にならないと(いけない)。生徒の味方は誰もおらんとやけん(いないのだから)」。

Bさんは退学となった。そして上京。数年後、事故死。葬儀に私は立ち会った。

4 高校の教員とは

小中学校と異なり、高校生は入学試験を経て高校生となる。「入学試験」は熊本では正しくは「入学者選抜」という。ここで「選抜」という言葉が、高校の教員の意識を大きく形作る。「選ぶ自分」、「選ばれた君たち」、「選ぶに値しない君たち」という意識が無意識下に教師に染みついて行く。それゆえつぎのようなことが起こる。

第二次世界大戦後の学制改革で当時の文部省は、「施設が足りないので選抜試験を行うが、施設が満たされれば希望する者すべてを受け入れるべきものである」という趣旨の「新制中、高校の望ましい運営方針」を出している。そのことも踏まえて熊本県では、「生徒達の希望が満たされるよう」という県教育長の通知が毎年入学試験前に学校長宛に届けられている。でも、入学希望者が入学定員を下回っているのに、

入学希望が叶えられない子どもが毎年数人いるのが現実である。定数内不合格を出さないようにという動きはずいぶん定着してきているが、あちらの学校で1人、こちらの学校で1人という定数内不合格者がいるのが現実である。「熊本の子どもが熊本の高校入学を希望している。熊本の教員として、この子を引き受けよう」というそれだけのことが出来ていないのである。「どんな子どもも何とかする」という子育てのプロとしての自覚が必要なのだと思う。

また小中学校と異なり、先述したように、高校では退学という生徒指導上の処置がある。これも長年の問題提起を受けて、退学という処置は影を潜めつつある。しかし、稀に退学という処置が提案されることがある。そのとき職員会議で、「待ってくれ」という声があがるかどうか子どもの上を決定づけて行く。「担任としてこの子を残して欲しい」という声があり、指導上の原案が覆り、無事卒業して行く子どももいる。卒業を祝う席で、その子の親と校長が言葉を交わし、深く礼を交わした光景を私は感慨を持って見つけたことがある。

5 教育権と労働権の保障

高校の教員は、格別の進学校に勤めない限り、多かれ少なかれ子どもたちの就職の世話をする。職業安定法26条、27条に基づく、職安(ハローワー

ク)からの業務分担による職業紹介業務である。そこで子どもの置かれた生活現実に深く学んで来た教員たちによって、就職差別をなくす取り組みが行われて来た。それは、1973年以降、文部省(現、文科省)・労働省(現、厚労省)・全国高等学校長協会の三者により作成された全国高等学校統一用紙という形になり、子どもたちの進路を保障する大きな柱となった。

そうした取り組み、態勢が築かれてなお、採用選考時の就職差別は根絶していない。いや、その採用選考にすら辿り着くことが困難な子どもたちがたくさんいるのが現実である。さまざまな事情から高校を中途退学する子ども、さまざまな事情から高校に通うことに困難を感じている子どもなど、そうした子どもたちの生活を見つめ、未来を保障する取り組みが必要である。「私にとっての部落解放は、父が卒業できなかった高校を卒業すること。父が求めて得られなかった安定した仕事に就くこと」と語った部落出身の子どもがいる。その子どもは長年の葛藤のすえに、「父親にとって一番辛かったことは他人から差別されたことではなく、子どもの私から憎まれ嫌われたこと。これが父にとっての一番の差別だったと思う」とも語った。部落出身の子どもに限らず、障害者とされる子ども、在日・渡日の外国人の子ども、アイヌ出身の子ども、児童養護施設に住む子ども、貧困と向き合う生活を強いられた子どもなどなど、就学・就労上の課

題に直面している子どもたちが実は多数いる。多数いるにもかかわらず、少数派の子どもと見なされ、教育課題の中心に据えられていないのが日本の教育の現実ではないだろうか。こうした子どもたちを中心に、学ぶこと、働くことの権利を保障することが、基本的人権の獲得に「不断の努力」をする(日本国憲法第12条)ということではないかと思う。

6 最後に

「男子は丸刈りにすること。長髪禁止」という中学校の校則は基本的人権に反するという訴訟もあって、当時の文部省は「子どもたちの身体に強制を加えるような指導はするべきではない」という趣旨の通知を1990年前後に出したと記憶する。その1990年前後は、熊本県では男子高校生の一部に茶髪・金髪が広がり始めた頃だった。「髪を染めるな」と私も子どもたちに言った。するとある子どもは、「先生、アメリカ人も金髪ば黒く染めたら怒られるとな(怒られるのですか)?」と返して来た。見事な問い返しだと私は思う。髪は黒、をはじめ靴下の色にいたるまで、同一・均一であることを求める学校文化を撃つ言葉だと私は思う。「先生たちは個性を大事にと言うけど、ズボンの裾幅まで計ってどうして個性を大事にする?」という問は、裾幅フリーが個性とは思わないけど、制服に限らず日常生活のあり方にいたるま

で、子どもたちの外見を整えることについて力を入れてしまう教員のあり方を問いかけるものだと私は思う。

「先生たちは俺たちのことを『ばかだ、ばかだ』というけど、『ばか』だからこそ学校がいるとばい(学校が必要です)」と言った子どもがいる。教室の床一杯に落書きをしたこの子ども、Cさんを私は「何で落書きをした?」と問うことなしに打ってしまった。私が打つ瞬間、「打たんちゃよかろう(打たなくてもいいのに)」という同級生のつぶやく声は今も私の耳に残っている。新任の時、「先生、うちの子は叩いて鍛えて下さい!」という保護者の言葉に「はあ?」と答えた私が、20年の時を経てなぜ子どもを打つことができたのか? 打ったことの自己責任は一切否定しないが、学校という文化の中に、教員は常に正しく(無謬性)、生徒を教え導く存在であり、子どもは常に教え導かれる存在であるという関係性が潜んではいないだろうか。子どもの声や姿、親のくらしや願いにふれながら、そこから子どもとともに紡ぎだす教育の営みがあってよいのではないか。「家族欄」に誰を書いているのか記入するペンの動きが止まった児童養護施設から通う子どもの姿や、両親を幼くして亡くし親戚の家を点々として育った子どもの「保護者は誰」というつぶやきを受けとめながら、全国高等学校統一用紙は改訂を重ね、今その用紙には家族欄も保護者欄もないように。

「来年も担任は先生がいいなあ」と

Cさんは言った。しかしCさんは卒業することなしに学校を去った。追考査で不合格、原級留置(落第)となり、退学を選択したのだ。追考査前、「一緒に勉強するぞ」と声をかけたが、「いい(自分でするから)」とCさんは乗って来なかった。なぜとことん追いかけなかったのか、引き留めなかったのか、自問しながらなお、「希望する子どもは全員引き受ける」「入学して来た子どもは全員卒業させる」という学校文化が作り上げられて行くことを切に願う。休学したAさんを2年遅れでも、子どもたちが卒業させたように。

7 追記～希望をつなぐ

他校を中退後、親の願いから18歳であらためて入学した子どもが、20歳での卒業を前に5教科20時間の出席時数不足となった。校内規定からすれば「留年」である。しかし、担任ではない教員から「人生で二度の挫折をさせてはならない」という声があがった。そして補講が実施され、卒業していった。また別の教員は、中学校3年間の欠席日数が450日を越える子どもの家を訪ね、二人で黙って2時間、溪流で魚釣りの糸を垂れたという。この子どもも高校を卒業した。そうした姿の積み重ねから、「入試でこれだけの点数を」と言っていた教員が、「この子らにとって学校は最後の砦」と語り始め、校長は退学措置となった生徒の復学への道を開いた(これを機に県教委は規

定を明文化した)。

「人権」という言葉が学校の日常の中で使われることは、「人権教育」という指導の枠組みの中での発語を除けば、あまりないのが現実ではないだろうか。しかし、「人権」は子どもの生活、学校の営みの中に常にあり、その内実が問われ続けていると私は思う。

プロフィール



上原 仁朗
(うえはら じろう)

1976年、熊本県立高等学校教員となる。2010年定年退職後、再任用、臨時採用を経て、現在非常勤講師として現代社会・世界史の授業を担当する。この間、学校は5校だが、支援学校及び林業、看護、福祉を除く全日制、定時制のさまざまな学科の子どもたちと出会う。また、熊本県人権教育研究協議会会長、全国人権教育研究協議会副理事長などをつとめた。現在、日教組教育研究全国集会人権教育分科会共同研究者。